

南風原町中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南風原町会計規則（平成20年南風原町規則第10号）第74条の2に規定する中間前金払に関する事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 南風原町の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供する事を目的とする機械類の製造を除く。）とする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 1件の請負金額が150万円以上の工事について、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第5条 債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて当該年割額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(認定の方法)

第6条 中間前金払の認定について、請負者から中間前金払認定請求書（様式第1号）の提出があったときは、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金銭面でも2分の1（債務負担行為にあっては、年割額の2分の1）以上であるかを調査するものとする。また、認定請求後、原則7日以内に結果を通知しなければならない。

2 調査に当たっては、工事履行報告書（様式第2号）により行うこととし、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額とし

て認定することができるものとする。

- 3 町長は、前項の調査結果が妥当と認めるときは、認定調書（様式第3号）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を請求書に添付して支出手続を行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第7条 請負代金の一部を工期途中において支払う場合、中間前金払と部分払（工事の完了前に既済部分の完了を確認し出来高に応じて支払われる代価。以下同じ。）は選択制とし、契約締結後に受注者が選択を行うものとする。

- 2 町長は、契約締結後に中間前金払と部分払の選択について（様式第4号）を受注者に提出させるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず中間前金払を行った後、正当な事由により部分払の必要性が生じた場合は、約定した回数及び金額の範囲内において部分払を行うことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。